

お客様 各位

## 株式会社 サンドラッグ

### 消費者庁による措置命令に関するお知らせ

本日、弊社は消費者庁より不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)第七条第一項の規定に基づく措置命令を受けました。

お客様をはじめとする関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけし、誠に申し訳なく、心よりお詫び申し上げます。

本措置命令対象事象概要は、以下の通りです。

新聞折込チラシにおいて、令和元年7月から令和2年1月に掲載した品目のうち13品目に表記したメーカー希望小売価格が掲載時点で既に存在しない事が令和2年2月に判明し、景品表示法に違反するものでございます。

本件に至った原因は、①過去存在したメーカー希望小売価格(定価)が廃止されたことに気付かずそのまま掲載したこと、②商品参考売価を『定価』と誤った認識で管理していたこと等商品情報管理に付随したメンテナンス不備によるものです。

弊社は、措置命令を真摯に受け止め、今年4月より、データメンテナンスの定期的実施及びその管理の徹底強化を図るとともに、折込チラシへのメーカー希望小売価格掲載を既にとりやめ、景品表示法等、社内研修内容を改善のうえ更なる指導強化を図り、再発防止に努めております。

今後も引き続き、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上

本件に関するお問い合わせ先

株式会社サンドラッグ お客様相談室

電話番号 0120-474-193

ご利用時間 10:00~19:00(土・日曜・祝日除く)

報道関係者からのお問い合わせ先

株式会社サンドラッグ 管理部:042-369-6211(加藤・前野)

受付時間:10:00~19:00(土・日曜・祝日除く)